

第2次太田市環境基本計画

太田市地球温暖化防止対策実行計画（区域施策編）

2017 - 2026



金山の大ケヤキ

太田市

目 次

第1章	計画の基本的な考え方	1
第1節	計画策定の背景	2
第2節	計画の位置づけ	3
第3節	計画の対象	4
第4節	計画の期間	5
第5節	計画の推進主体	6
第2章	計画策定の方向性	7
第1節	環境政策と社会情勢の変化	8
第2節	本市の課題と対応の方向	12
第3節	計画策定の方向性	18
第3章	望ましい環境像と環境みらい像	21
第1節	望ましい環境像	22
第2節	環境みらい像	23
第4章	環境施策	25
第1節	環境施策の体系	26
第2節	環境みらい像別の方針、取り組み	28
第5章	協働プロジェクト	57
第1節	協働プロジェクトの目的	58
第2節	協働プロジェクト	59
第6章	計画の進行管理	73
第1節	計画の推進体制	74
第2節	計画の進行管理	76
参考資料	77
1.	太田市環境基本条例	78
2.	太田市環境審議会委員名簿	82
3.	第2次太田市環境基本計画市民委員会設置要綱	83
4.	第2次太田市環境基本計画市民委員会名簿	84
5.	検討経過	86
6.	用語集	87

第1章

第2章

第3章

第4章

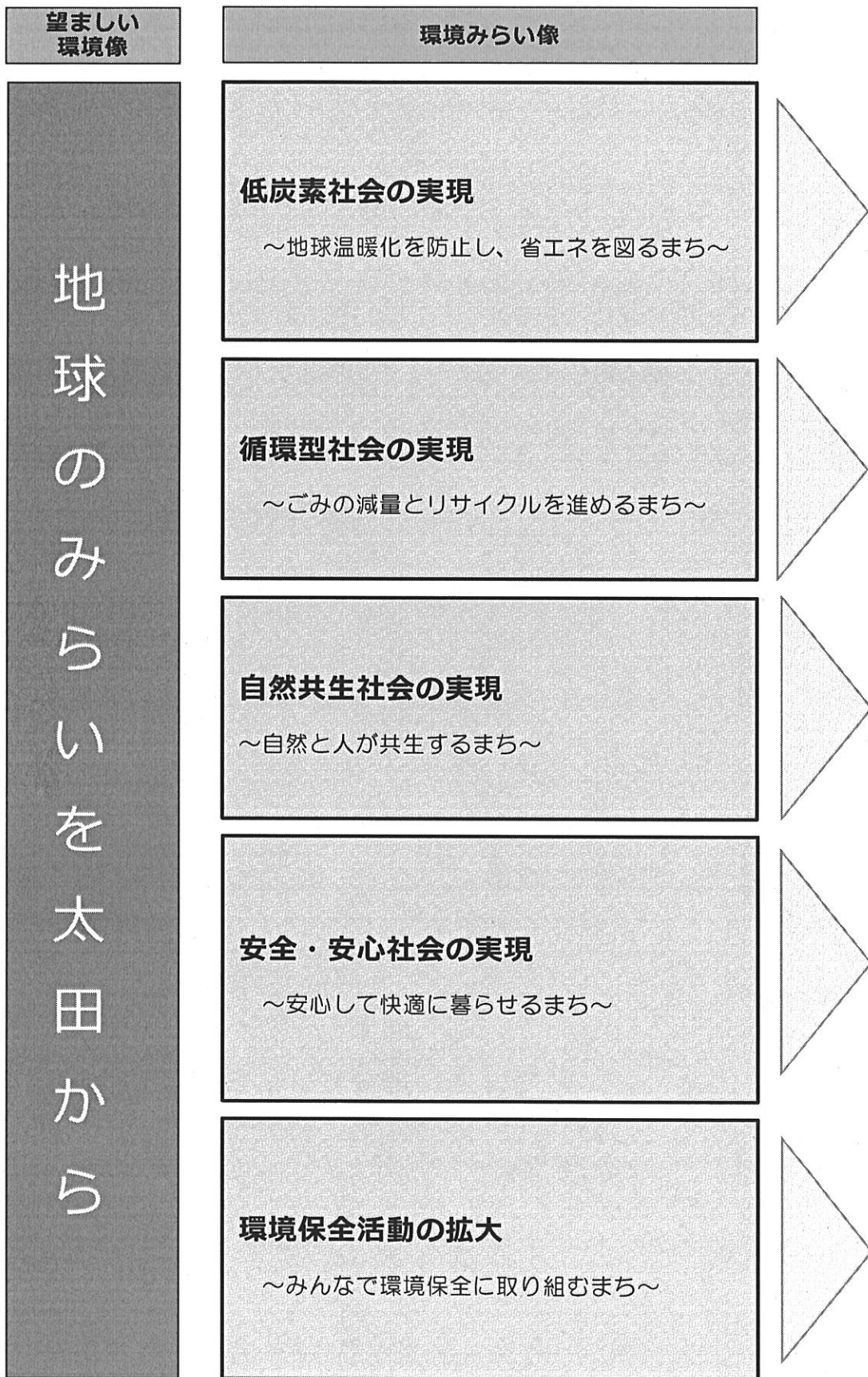
第5章

第6章

參考資料

第4章 環境施策

第1節 環境施策の体系



環境施策の柱	取り組み方針
省エネルギー化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭の省エネルギー化の促進 ・事業者の省エネルギー化の促進 ・公共施設の省エネルギー化の推進
再生可能エネルギーの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの導入促進
まちの低炭素化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーに配慮した建物、設備への転換の促進 ・公共交通、自転車利用の促進
4Rの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生抑制に向けた普及、啓発 ・分別排出、収集の徹底 ・資源化推進のための仕組みづくり
適正処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・広域化によるごみ処理体制の確立
生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・動植物の生息、生育環境の保全 ・動植物とふれあえる空間の創造
みどり・水辺の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の保全、創出 ・湧水地、水辺の保全、整備 ・公園の整備 ・農地の保全、活用
公害防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公害防止対策の推進 ・監視、測定体制の充実
快適なまちなみの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・環境美化の推進 ・まちなみ景観の向上
気候変動適応策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・豪雨対策の推進 ・熱中症対策の推進
環境教育・環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における環境教育の推進 ・地域における環境学習機会の充実
環境に配慮した行動の実践	<ul style="list-style-type: none"> ・エコライフ実践に向けた普及、啓発 ・環境活動情報の共有
協働による環境活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境ボランティア、環境リーダーの育成 ・環境に配慮した活動への支援 ・協働による環境活動、イベントの充実

第2節 環境みらい像別の方針、取り組み

環境
みらい像

低炭素社会の実現

～地球温暖化を防止し、省エネを図るまち～

施策展開の方向性

私たちの社会経済活動は、自然界から化石燃料や農林水産資源を取り入れ、これらの使用と廃棄を繰り返すことで成り立っています。近年の私たちの生活や社会経済活動は、豊かさや利便性を追求するあまり、資源の枯渇、生物種の絶滅、様々な不要物の蓄積の増大、温室効果ガスの排出など地球全体に負荷をかけてきました。

特に化石燃料のエネルギー消費過程で生じる二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガスの排出は、地球上の気温が上昇する地球温暖化を招いています。

今世紀に入って以降、地球温暖化が原因ではないかと考えられる局地的な豪雨や夏の猛暑等を引き起こすなどの悪影響が表れており、今後数十年間は、最善の温室効果ガス排出抑制の努力を行ったとしても、ある程度の地球温暖化の影響は避けることができないといわれています。

このため、本市で暮らし活動する人びとが、積極的に環境負荷の少ないライフスタイルや社会経済活動を展開し、エネルギー消費が最小限に抑えられ、温室効果ガスの排出が抑制された低炭素社会の実現を目指します。

環境みらい像の達成目標

項目	目標値 (平成 38 年度)	現状値 (平成 27 年度)
市域の温室効果ガス排出量	222 万 t-CO ₂	260 万 t-CO ₂ (平成 25 年度)
市の事務事業からの温室効果ガス排出量	25,111t-CO ₂ (平成 33 年度)	32,401 t-CO ₂ (平成 25 年度)
住宅用太陽光発電システムの導入率	25%	13.7%*
天然ガスの年間利用量	13,000 万m ³	11,002 万m ³

※ 平成28年2月に実施した『太田市の環境についてのアンケート調査【市民向け】』による「導入済み」の回答割合

市民の取り組み5か条

1. こまめな消灯、弱めの冷暖房の設定、クールビズやウォームビズなど身近な部分から省エネ行動を実施しましょう。
2. 市の省エネイベントに進んで参加しましょう。
3. 徒歩や自転車、公共交通機関で出かけ、できるところからマイカー利用を見直しましょう。
4. 家庭の省エネ診断を受診し、電気やガスの効率的な使用に努めましょう。
5. ガーデニングや植樹、緑のカーテンなどで敷地内の緑化に努めましょう。

事業者の取り組み5か条

1. こまめな消灯、弱めの冷暖房の設定、クールビズやウォームビズなど身近な部分から省エネ行動を実施しましょう。
2. 市の省エネイベントに進んで協力しましょう。
3. 環境マネジメントシステム^{※1}（環境GS〈ぐんまスタンダード〉認定制度^{※2}、エコアクション21、ISO14001、エコステージ、グリーン経営認証など）を導入しましょう。
4. 事業所内の設備に対して、適切な運転管理と保守点検の実施などのエコチューニングを実施しましょう。
5. 事業所の省エネ診断を受診し、電気やガスの効率的な使用に努めましょう。

※1 事業組織が環境負荷低減を行うための管理の仕組み。

※2 事業者が温室効果ガスを持続的に削減するための「環境マネジメントシステム」を整備し、これを組織的に運用することを支援する群馬県の事業。

コラム：太田市の温室効果ガス排出量削減目標

日本ではパリ協定に基づき、『2030年度に2013年度比で温室効果ガス排出量を26.0%削減』とする削減目標を「地球温暖化対策計画」において掲げています。

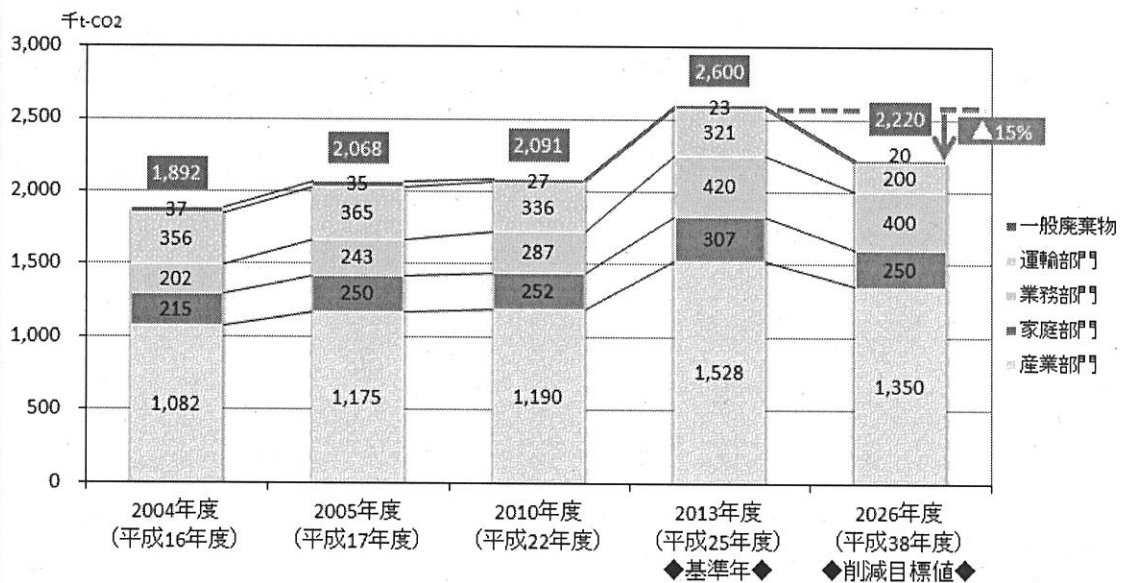
太田市においても国の削減目標と比べて遜色のない削減目標として、以下の削減目標を掲げます。

平成38年度（2026年度）までに平成25年度（2013年度）比で市内の温室効果ガス総排出量を15%削減する

この削減目標を排出量に換算すると、平成38年度（2026年度）の温室効果ガス総排出量222万t-CO₂、削減量は38万t-CO₂となります。

この目標達成に向けて、これまでの対策を継続するとともに、家庭部門、業務部門、運輸部門を中心に更なる省エネ行動の促進に向けた追加対策を実施します。

● 太田市の温室効果ガス排出量削減目標



※将来の電力使用に係る排出係数は、2013年度の東京電力の排出係数 0.531 kg-CO₂/kWh を用いています。

市の取り組み

取り組み方針

省エネルギー化の促進

(1) 家庭の省エネルギー化の促進

市民にとって、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供や学習講座等を開催し、省エネルギー行動の啓発と習慣化を促進します。

また、より効果的な省エネルギー行動へのステップアップを狙い、省エネ診断の周知と受診の促進などの取り組みを推進していきます。

さらに、省エネタイプの機器導入に向けた支援を図ります。

(2) 事業所の省エネルギー化の促進

事業者にとって、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供やセミナーを開催し、省エネルギー行動の啓発と習慣化を促進します。

さらに、より効果的な省エネルギー行動へのステップアップを狙い、省エネ診断の周知と受診の促進、設備の適切な運転管理と保守点検の実施の周知と普及などの取り組みを推進していきます。

(3) 公共施設の省エネルギー化の推進

市役所をはじめとする公共施設においては、「太田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市の事務事業に係る省エネルギー対策を推進します。

	取り組み	担当部署
1	COOL CHOICE運動への参加呼びかけなど、家庭・事業所における効果的な省エネルギー活動の促進のため、適切な情報提供や助成を実施します。	環境政策課
2	家庭における高効率機器や低公害車の設置・購入を促進します	環境政策課
3	群馬県温暖化防止活動推進員による省エネ出前講座や省エネ診断等を活用し、家庭・事業所におけるエネルギー使用状況の把握や、エネルギー使用量の削減を促進します。	環境政策課
4	省エネルギー対策に関する情報提供を行い、事業者の省エネルギー活動を促進します。	環境政策課
5	省エネルギー対策に関する情報提供を行い、家庭の省エネルギー活動を促進します。	環境政策課

	取り組み	担当部署
6	地球温暖化防止活動補助金制度を活用した家庭におけるHEMS ^{※1} や事業所・店舗におけるBEMS ^{※2} などによる省エネルギー行動の実施効果の見える化を促進します。	環境政策課
7	環境マネジメントシステム（環境GS〈ぐんまスタンダード〉認定制度、エコアクション21、ISO14001、エコステージ、グリーン経営認証など）の導入を促進します。	環境政策課
8	エコドライブの定着に向け、アイドリング・ストップやエコドライブを促進し、エネルギーを無駄にしない運転についての情報提供を実施します。	環境政策課 交通対策課
9	「太田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市の事務事業における省エネルギー化を実施します。	全課
10	公共施設では、高効率空調や省エネルギー型の設備の導入・更新を図ります。	全課

※1 Home Energy Management System の略称であり、一般住宅において、太陽光発電量、売電・買電の状況、電力使用量、電力料金などを一元管理する仕組みのこと。

※2 Building Energy Management System の略称であり、業務用ビルなどの建物において、建物全体のエネルギー設備を統合的に監視し、自動制御によりエネルギー利用を最適化する管理システムのこと。

取り組み方針

再生可能エネルギーの導入

(1) 再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーの導入を促進するため、太陽光発電システムや省エネルギー型住宅等に関する情報の発信や啓発を推進します。

	取り組み	担当部署
1	太陽光発電など再生可能エネルギーの活用に関する情報提供を行います。	環境政策課
2	公共施設では、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入に努めます。	全課

取り組み方針

まちの低炭素化の推進

(1) 省エネルギーに配慮した建物、設備への転換の促進

戸建住宅や集合住宅の新築及び増改築時には、省エネルギー化に配慮した建物・設備とするよう普及・啓発を行い、まちの低炭素化を推進します。また、再生可能エネルギーの有効活用及びエネルギーの面的利用等に向けた取り組みを推進します。

(2) 公共交通、自転車利用の促進

自動車の使用について、環境負荷の少ないハイブリッド自動車・電気自動車・燃料電池自動車といった次世代自動車の普及を図るとともに、アイドリング・ストップなどエコドライブへの心がけを啓発するため、キャンペーンやPRを展開します。

また、市民や本市を訪れた人が鉄道やバスなどの公共交通機関や自転車、徒歩により快適に移動ができる利便性の高いまちづくりを推進します。

	取り組み	担当部署
1	建築物の新築・改築時には、エネルギーの地産地消（創エネ・省エネ・蓄エネ）などエコ建築物への指導・誘導を図るとともに、低炭素建築物認定制度にもとづき、市街地の低炭素化を促進します。	建築指導課 環境政策課
2	屋上緑化や壁面緑化の促進、みどりのカーテンの普及など、まちの低炭素化に貢献する緑化を促進します。	環境政策課 各施設担当課
3	公共交通の利便性を高め、利用しやすくし、エネルギーの効率化が図れる公共交通機関の利用を促進します。	交通対策課 環境政策課
4	歩道等の整備をし、歩行者等の利便性を高めます。	道路整備課
5	アイドリング・ストップなどエコドライブへの心がけを啓発するため、キャンペーンやPRを展開します。	環境政策課

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料